

令和2年7月13日

希望学生 各位

舞鶴工業高等専門学校長

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』2次募集について(通知)

標記のことについて、下記のとおり募集しますので、希望者は申請書等をダウンロードし、必ず期限までに提出してください。

記

1. 申請資格

以下(1)(2)のいずれにも該当する者

(1) 本科4・5年生及び専攻科生

(2) I 以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない(※1)
- ② 原則として自宅外で生活をしている(※2)
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む(※3))が大幅に減少(前月比(※4)の50%以上減少)している
- ⑥ 以下の条件のうちいずれかを満たす(※5)

- 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第Ⅰ区分の受給者
- 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

II 上記Ⅰを考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

(※1)家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上(授業料を含む)を目安とします。また、自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は対象となります。

(※2)自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。また、自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は対象となります。

(※3)あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4)2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※5)第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満で

あること

2. 提出書類

- (1) 【様式 1】学生支援緊急給付金申請書
- (2) 【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書
- (3) 保護者全員の所得・課税証明書(令和 2 年度のもの)
- (4) その他申請に必要な添付書類

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きの 6～7 ページを参考に必要書類を準備の上、提出してください。(任意提出となっているものについてもご提出をお願いいたします)

※ 本科生は(1)申請書、(2)誓約書及び「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引きの 1 年生、2 年生の表記については4年生、5年生と読み替えてください。

※ (3)については本来任意の提出ですが、学校ごとの推薦枠が決まっており、学内選考を行うために、ご提出をお願いいたします。

3. 支給金額

住民税非課税世帯の学生および高等教育の修学支援新制度第 I 区分の受給者: 20 万円

上記以外の学生: 10 万円

4. 提出期限・提出先

提出期限: 令和 2 年 7 月 20 日(月) 17:00 必着

提出先: 舞鶴工業高等専門学校 学生課 学生支援係

5. その他

・6 月 10 日(水)までに申請し、推薦された学生は、再度の申請はできません。しかし、1 次募集において 10 万円を給付された学生が、その後、住民税非課税世帯もしくは高等教育の修学支援新制度第 I 区分であることが判明した場合は、10 万円追加支給対象者として申請が可能ですので、学生支援係に相談してください。

・申請書類等に不備があったときは、許可を取り消し、給付金の受給分の返金を求めることがありますので、必ず虚偽申告等のないように申請してください。

・推薦枠があることから申請者多数の場合は、アルバイト収入の大幅な減少や家庭からの援助等の確認により学内で選考します。そのため、基準に該当しても推薦されない場合があります。

・推薦結果については、8 月上旬に保護者宛の郵送により通知します。

・提出された申請の記載情報は、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の選考のために利用し、法に定められた場合を除き他の目的に利用しません。

・その他詳細については学生支援係 (Tel. 0773-62-8882) まで問い合わせてください。